# 門真市第2次人権教育· 人権啓発推進基本計画

- お互いの人権を尊重し、 誰もが笑顔で暮らせるまち 門真 -



令和4(2022)年3月 門 真 市

### 1 計画改定の背景

### 人権を取り巻く社会情勢

わが国においては、子ども、女性、高齢者、障がいのある人、部落差別(同和問題)、外国人の 人権など、依然として問題解決に向けて取り組むべき多くの人権課題があります。

また、近年では、からだの性とこころの性が同じでないことを理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ、インターネット等の急速な普及に伴う個人情報の流布や本名がわからないことを悪用した誹謗中傷などの書き込み、新型コロナウイルス感染症に対する不安感から生じる偏見や差別などの新たな人権問題も生じ、もともとあった人権課題と合わさることで、より深い問題となっています。

このようなことから、市民一人ひとりがお互いを大切にし、違いを認め合い、人権や多様性を 尊重する意識を醸成するため、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実を図ることが求められて います。

### 2 基本理念

令和2(2020)年に策定した「門真市第6次総合計画」のまちの将来像である「人情味あられる! 笑いのたえないまち 門真」の実現に向けて、市民一人ひとりがお互いを大切にし、違いを認め合い、人権や多様性を尊重する意識を育てるため、本計画の基本理念を次のように定めます。

### お互いの人権を尊重し、誰もが笑顔で暮らせるまち 門真

### 3 計画の位置付け

「門真市第6次総合計画(令和2(2020)年度~令和11(2029)年度)」や、市の他の計画とのずれがないようにします。

また、本計画は、他の部門にもまたがる計画として位置づけ、本市の人権に関する取組みを進める際は、本計画を踏まえるものとします。



# 4 計画の期間

計画期間は令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。ただし、社会の流れ等をふまえ、必要に応じて見直すものとします。

# 5 施策の体系

#### 基本理念

### お互いの人権を尊重し、誰もが笑顔で暮らせるまち 門真

### 施策の方向性

人権課題に対して共通する視点と基本的な方向性

- (1) 人権教育・人材育成
- (2) 人権啓発
- (3) 人権相談

#### 人権課題別の課題と方向性



# 6 施策における基本的な方向性

### 人権課題に対して共通する視点と基本的な方向性

さまざまな人権課題が生じている中、全ての人権課題に共通する施策における基本的な方向性について、「教育」「啓発」「相談」の3つの視点でまとめています。「人権教育・人材育成」「人権啓発」「人権相談」の3つの基本的な方向性は、人権課題を問わず必要かつ重要なものであり、人権尊重のまちづくりにあたっての前提となる中心的な取組みとなります。

個別の人権課題への対応においては、これら3つの基本的な方向性を踏まえつつ、それぞれの人権 課題の特性に応じた支援を推進します。

# 人権課題別の課題と方向性

### (1)子どもの人権















#### 課題

少子化やひとり親家庭等の家族形態の多様化、 地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊ぶ時間 や子ども同士の交流機会の減少、経済格差、学力格 差などの状況は、子どもの成長と発達にとって厳 しいものへと変化しています。こうした中で、いじ めや児童虐待、児童ポルノ等の性被害、体罰などの 子どもの人権にかかわる問題が深刻化してきてい ます。

### 市の取組み

- ○教育・啓発の推進
- ○児童虐待防止への取組みの充実
- 〇いじめや不登校などに対応できる相談・ 支援体制の充実
- 〇子育てに関する相談体制の充実

### (2) 女性の人権















# 課題

国において性別による不利益を解消するための 法整備は進んできたものの、根強く残る固定的性 別役割分担意識による差別待遇や配偶者等からの 暴力(DV)、カップル間における暴力(デートDV)、 性犯罪・性暴力、職場などにおけるセクシュアルハ ラスメントやいわゆるマタニティハラスメントな どの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、女 性の社会参加や就職の機会が奪われるなど、依然 として厳しい状況となっています。

### 市の取組み

- 〇男女共同参画の意識づくり・教育・学習の 推進
- 〇女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 〇女性活躍の推進

### (3) 高齢者の人権













#### 課題

病院や介護施設、家庭内などにおける劣悪な処 遇や虐待、特殊詐欺等の財産や金銭の搾取、就労 や社会参画の機会が限られていること、邪魔者扱 いされることなど、高齢者における人権の課題 は、高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化 や家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄 化などにより変化し、増加しています。

### 市の取組み

- ○啓発の推進
- 〇自立・生きがいづくりへの支援
- ○高齢者虐待等への対応

### (4) 障がいのある人の人権













#### 課題

法律の整備によって障がいのある人に対する 「合理的な配慮」や差別的取扱いの禁止について 明記されたものの、人々の理解や意識については まだまだ成熟しているとは言えず、差別的な言動 や嫌がらせ、いじめなどを受けること、就労にお ける差別的な取扱い、病院・施設や家庭における 虐待など、障がいのある人に対する理解や配慮は 十分とは言えません。

### 市の取組み

- 〇理解の促進
- 〇雇用・就労の支援
- 〇文化・スポーツ活動の促進
- ○福祉サービスの充実
- ○障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

### (5) 部落差別(同和問題)と人権

#### 課題

同和対策事業により生活環境については一定の 改善が進んでいるものの、人々の意識下には部落 差別(同和問題)が潜んでいます。たとえ直接的 な差別意識でなくとも、いわゆる忌避意識なども 根強く残っています。部落問題学習を含む人権教 育の在り方や時間の経過とともに、部落差別(同 和問題)に対する理解は不明瞭なものになってお り、身近な人やインターネット等から誤った知識 を取り入れてしまう恐れがあるなど、差別を解消 するためには、積極的な啓発により正しい理解の 普及を促す必要があります。















#### 市の取組み

- ○教育の推進
- ○啓発の推進
- ○人権侵害事案への対応

### (6) インターネットにおける人権









#### 課題

インターネットの普及に伴い、企業、行政、個 人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信でき るようになり、市民生活の利便性が高まりまし た。一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子 媒体やインターネットを介して、その匿名性、情 報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現 や差別を助長する表現の掲載、著作物の違法な 転載、個人情報の流出など、新たに発生してお り、深刻な問題となっています。

### 市の取組み

- ○教育の推進
- ○啓発の推進
- ○関係機関との連携による対応

### (7) 外国人の人権















#### 課題

日本国内で生活する外国人や訪日外国人は年々増加しており、本市においても、令和3(2021)年4月1日時点で3,414人が生活し、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増え、文化、習慣、価値観の違いなどから、日常生活における様々な衝突が生じる状況があります。

#### 市の取組み

- ○教育の推進
- ○啓発と交流機会の充実
- ○外国人住民への生活支援の充実

### (8) 犯罪被害者とその家族の人権









#### 課題

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、 命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出 廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられることが多くあります。

#### 市の取組み

- ○教育・啓発の推進
- 〇相談・支援体制の充実

### (9) 刑を終えて出所した人の人権

#### 課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保が難しいなど、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は厳しい状況にあります。また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られなかった結果、生活の基盤が保障されず、再び罪を繰り返すという問題もあります。さらには、その家族に対する差別的な言動等の課題も生じています。













#### 市の取組み

- ○環境づくりの推進
- ○啓発の推進

### (10) 感染症患者等の人権



これまで、HIV 感染症やハンセン病などにおい て、誤った情報や認識、不安感、偏見などによっ て、感染症患者やその家族に対して、様々な差別 が行なわれてきました。また、令和元(2019) 年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染 症によって、感染者やその家族等が不当な差別、 誹謗中傷を受けるなど、新たな人権問題も発生し ています。











### 市の取組み

- ○啓発の推進
- 〇相談体制の充実

### (11) 性的マイノリティの人権













### 課題

近年、生物学的な性(からだの性)と性自認(こ ころの性)が一致しない人や同性愛等の性的指 向をもつ人など、性の多様なあり方が認識され 始めましたが、少数者(マイノリティ)であるが ために理解を得ることができず、周囲の偏見や 差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより 苦痛や不利益を受けることがあります。

#### 市の取組み

- ○教育の推進
- ○理解・啓発の推進

## (12) その他の人権問題



○ホームレスの人権問題

○災害に伴う人権問題

○アイヌの人々の人権問題

○北朝鮮による拉致被害者の人権問題

○人身取引にかかる人権問題

ÑŧŧŶŧÑ

















### 市の取組み

国や府、各種関係機関と連携し、理解の促進 や問題の解消に資する啓発を推進します。

### 門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画【概要版】

など

令和 4 (2022) 年度~令和 13 (2031) 年度

発行年月 令和4(2022)年3月

門真市 発行

〒571-8585 大阪府門真市中町1-1

URL https://www.city.kadoma.osaka.jp/

門真市 市民文化部 人権市民相談課 編集

電話 06-6902-6079

